

令和5年第3回玉東町議会定例会会議録

令和5年9月11日玉東町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 令和5年9月11日午前10時00分招集
2. 令和5年9月14日午前9時56分開議
3. 令和5年9月14日午前11時59分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場
6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田移津行	教育長	下地哲雄
総務課長	古閑康広	産業振興課長	清田豊
建設課長	小島隆一	町民福祉課長	上田直紹
税務課長	前田周一	企画財政課長	西浦仁敏
保健介護課長	清田浩義	会計管理者	井上浩成
教育委員会 事務局長	清田博之	農業委員会 事務局長	岩川康幸

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬伸一	議会事務局書記	塚本洋子
--------	------	---------	------

10. 議事日程

日程第1	議案第45号	玉東町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2	議案第46号	玉東町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3	議案第47号	玉東町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4	議案第48号	玉東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第5 議案第49号 令和5年度玉東町一般会計補正予算（第5号）
日程第6 議案第50号 令和5年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第51号 令和5年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第52号 工事請負契約の締結について
日程第9 議案第53号 玉東町教育委員会委員の選任同意について
日程第10 請願・陳情の件
日程第11 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

5番 坂村 勇治 6番 坂本 和也

開議 午前9時56分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

始まります前に、3番、大城戸議員から通告がありまして、病院の検査のためしばらく遅れるということで、途中入場することを報告します。議長において許可いたしました。

日程第1 議案第45号 玉東町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第1、議案第45号「玉東町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは読み上げます。

議案第45号、玉東町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町職員の定数条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年9月11日提出、玉東町長。

提案理由、玉東町役場庁舎移転に伴う機構改革により、玉東町職員の定数を改正する必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

1枚おめくりください。これは改正文でございます。

次のページをお開きください。最後のページです。

新旧対照表でございます。中身につきましては、この新旧対照表で御説明いたします。

左側が現行で右側が改正後（案）となっており、下線部分が改正箇所となっております。

改正内容は、第2条第1項中の「57人」を「61人」に改め、同条第6条中の「1人」を「2人」に改めることで5人増えることとなりますが、この行では例規システムで作成していることで、2号から6号が省略され、合計人数が分かりにくくなっておりますので御説明いたします。

まず、第2号は、議会事務局の職員2人、第3号は、教育委員会事務局の職員8人、第4号は、

選挙管理委員会の職員1人、第5号は、監査委員事務局の職員1人となっており、現行の1号から6号までの合計は70人となり、改正案で5人増えることから、職員定数を70人から75人とする改正案でございます。

なお、この改正の要因となりました新庁舎移転と子ども支援強化に対する新しい課の設置に伴う機構改革によります定員管理計画見直しにつきましては、9月4日の議会全員協議会で説明しておりますので、割愛させていただきます。

2枚目にお戻りください。

一番最後の行でございます。附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行とします。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） この件については、先日の全協で丁寧に説明いただきました。その中でちょっと確認したいんですけども、技能職の枠をとるとかの話もあったと思うんですけども、であるとすれば何人ぐらいで、どういう技能の方が必要と考えられているかを確認したいと思います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 7番、林議員の御質問にお答えいたします。

技能職につきましては、社会福祉士を1人増員をする予定でございます。現在が2名おりますが、1名増の見込みでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） ごめんなさい、そうでしたね。でですね、今年度の当初予算の中で、技能職ゼロでありましたので、ゼロ解消対策だと思うんですけども、もしその採用ができなかった場合は、2次募集するのか次年度にまわすのかというのでちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） すみません、申し訳ございません。先ほど技能職の件で一つ忘れておりました。建設課関係の土木職員も1人採用予定でございます。それでもしできなかった場合でございますが、今後の状況を見ながら判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） それとですね、一般職の方でもそういう分野に興味があつて、ある程度ゆとりと能力がある方がいらっしゃると思うので、公費を使って資格取得というのが始まりましたよね、そういう流れの方というのはいらっしゃらないのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 御質問にお答えします。

現在ではそういったその技能職の試験はありませんが、ドローンのほうの免許取得もありましたけども、そちらはちょっとまだ補助があったんでうちのほうの公費取得ではとっておりませんが、今のところはちょっとないみたいでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） これから行政マンに対してですね、非常に魅力を感じるような施策で前田町長はいかれていると思うんですけども、そういった中で、公費を使う分野はですね、もう少し一般の人にもというふうに増やされたらどうか。今日結論は要りませんが、そういう分野にですね、広げていってもらえるような検討もしてもらって終わりたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第46号 玉東町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（松尾純久君） 日程第2、議案第46号「玉東町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） それでは議案第46号について御提案申し上げます。

議案第46号、玉東町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年9月11日提出、玉東町長。

提案理由です。個人番号カードに加えスマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書を

使用して、コンビニエンスストアなどに設置されている端末から印鑑登録証明書を取得できることとするため、この条例を制定しようとするものである。

説明については3枚目の新旧対照表をお開きください。

左の欄が現行、右側が改正後の案でございます。第5条の第3項ですね、下線部分、第15条第2項と、失礼しました、第15条の第2項「印鑑の登録を受けている者」を右側のとおり「前項と印鑑登録者」に改めます。

次のページをお願いします。

1号から2号を略して4号を右の改正後案のとおり追加します。

読み上げます。印鑑登録者は、第2項の規定にかかわらず個人番号カード（電子証明）等に係る地方公共団体情報システム機構の承認業務に関する法律（平成14年法律第22条1項）に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記載されているものに限る。または、移動端末設備、括弧を飛ばしまして、を使用して多機能端末、ここも括弧を飛ばします。を利用して登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる、を追加させていただきます。

第16条は、前条を前条第2項に改めさせていただきます。

2ページをお願いします。

改め文の最後の附則です。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第4項の移動端末設備の規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第49条の規定の施行日から施行する。ということでございます。

概要を御説明させていただきます。

本年10月3日に開始予定して今、準備を進めております証明書コンビニ交付の導入に伴い、本条例を改正するものです。マイナンバーカードに加え個人番号認証を有するスマートフォンを利用して、コンビニ等の多機能端末で印鑑登録証明書が取得できるようにするものです。

なお、スマートフォンが利用できるのはまだ未定で、デジタルの整備法律の施行の日から利用可能となります。

以上、御提案申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決さ

れました。

**日程第3 議案第47号 玉東町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（松尾純久君） 日程第3、議案第47号「玉東町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） それでは議案第47号、玉東町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。令和5年9月11日提出、玉東町長。

提案理由、放課後児童支援員の資格要件となる研修の修了予定者について、これまでの放課後児童支援員の確保のための当面の特例措置という位置づけではなく、実情にあうように恒久的な資格基準として位置づけることとするため、この条例を制定するものである。

内容について御説明いたします。

この条例につきましては、学童保育事業のための設備や運営に関する基準を定めた条例となっております。その中で、今回の改正につきましては、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容に定める通知が、令和5年4月12日付けで改正され、同月1日から適用されております。

内容としましては、放課後児童支援員は、原則として都道府県知事が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者である必要がありますが、研修計画を定め、従事することとなった日から2年以内に研修を修了する予定とする者についても、放課後児童支援員とみなすことができる趣旨の改正となっております。このことに併せ、本条例を改正するものです。

それでは、内容については新旧対照表で御説明しますので、3ページをお開きください。

左が現行、右が改正後（案）です。第10条第3項中、「修了した者」の次に「その者の研修計画を定めたうえで、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を終了することを予定している者を含む」を加えます。

2枚目をお願いします。

附則になります。この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとなります。

以上、説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第48号 玉東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第4、議案第48号「玉東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 議案第48号、まず初めに、すみません、新旧対照表のほうを付けておりませんでしたので、最初にお配りしております。そちらのほうも御確認をお願いしたいと思います。

議案第48号、玉東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年9月11日提出、玉東町長。

提案理由、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、玉東町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正する必要があるため、この条例を制定しようとするものである。

改正要旨について説明します。

この条例につきましては、認定こども園や保育所、幼稚園等の運営に関する基準を定めた条例となっております。その中で、今回の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和5年6月16日に公布され、令和5年9月16日から施行することとなりました。

内容としましては、指定都市及び中核市の長が、認定こども園の認定または認可をしようとするときは、都道府県知事への事前協議が必要とされ、また、認定または認可後に改めて申請書の写し等の書類を送付するという手続きの重複を軽減するために、法律第3条第10項が削られたことに伴い、第11項以降を繰り上げたことによる引用している例規の項ずれ改正となっております。

このことに併せ本条例を改正するものです。

それでは、内容については新旧対照表で説明しますので、お配りしました新旧対照表をごらんください。

左が現行、右が改正後（案）です。第5条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改めます。

2枚目をお開きください。

附則になります。この条例は、令和5年9月16日から施行します。

以上、説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号 令和5年度玉東町一般会計補正予算（第5号）

○議長（松尾純久君） 日程第5、議案第49号「令和5年度玉東町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、議案第49号について御提案いたします。

予算書のほうは1枚おめくりください。

議案第49号、令和5年度玉東町一般会計補正予算（第5号）。

令和5年度玉東町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,978万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,859万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月11日提出、玉東町長。

1 ページ目です。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、補正を行った款項区分のみ読み上げます。

1 ページの一番の下のほうです。9 款、地方特例交付金、1 項、地方特例交付金は、20万7,000 円を追加。

10 款、地方交付税、1 項、地方交付税は1 億701万8,000円を追加。

2 ページ目をご覧ください。

12 款、分担金及び負担金、1 項、負担金98万5,000円を追加。

14 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金は1,147万2,000円を追加、2 項、国庫補助金、922万円を追加。

15 款、県支出金、2 項、県補助金、2,511万5,000円を追加、3 項、委託金、1,000円を追加。

17 款、寄附金、1 項、寄附金は4 億200万円を追加。

18 款、繰入金、2 項、基金繰入金は3,108万2,000円を追加。

3 ページ目です。

20 款、諸収入、4 項、雑入は137万7,000円を追加。

21 款、町債、1 項、町債は2,869万6,000円の減額。

歳入合計、補正前の額に5 億5,978万1,000円を追加し、60億2,859万7,000円といたします。

続いて、4 ページ目、歳出です。

1 款、議会費、1 項、議会費は124万1,000円を追加。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、4 億1,081万5,000円の追加、2 項、町税費、151万1,000円の追加、3 項、戸籍住民基本台帳費、219万4,000円の追加、4 項、選挙費、14万7,000円の追加、5 項、統計調査費、1 万6,000円の追加。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、297万1,000円の追加、2 項、児童福祉費、70万6,000円の追加。

4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、1,045万4,000円の追加、2 項、清掃費、31万5,000円の追加。

6 款、農林水産業費、1 項、農業費、1,060万4,000円の追加。

8 款、土木費、1 項、土木管理費、369万3,000円の追加。

5 ページ目です。2 項、道路橋梁費、2,100万円の追加。

9 款、消防費、1 項、消防費、4,006万8,000円の追加。

10 款、教育費、1 項、教育総務費、628万2,000円の追加、2 項、小学校費、193万円の追加、5 項、社会教育費、416万3,000円の追加、6 項、保健体育費、99万3,000円の追加。

11 款、災害復旧費、1 項、農林水産施設災害復旧費、2,270万円の追加、2 項、公共土木施設災害復旧費、1,797万8,000円の追加。

歳出合計、補正前の額に5 億5,978万1,000円を追加し、60億2,859万7,000円といたします。

続いて、6 ページ目をご覧ください。

第2表、債務負担行為補正です。今回は限度額の変更を1 件行っております。健康管理システ

△使用権許諾料、変更前が924万円、変更後の限度額が998万円と定めております。

続いて7ページ目です。

第3表、地方債補正。追加が1件です。公共土木施設災害復旧事業債、限度額を570万円と定めます。

続いて、下の表が変更分です。2件あります。1点目が臨時財政対策債、これは額の確定に伴って減額しております。補正前の限度額が6,000万に對しまして補正後は4,939万6,000円減額しまして、補正後の限度額を1,060万4,000円といたします。

続いて、緊急自然災害防止対策事業債は、補正前の額に1,500万円追加しまして、補正後の限度額を3,300万円と定めます。

続いて予算書のほうは10ページ目をご覧ください。

今回の補正予算第5号の内容については、広範にわたりボリュームもありますので、説明については補正額が少額なものについては割愛させていただくことをです、御了承いただきたいというふうに思います。

歳入です。9款、地方特例交付金、1項、地方特例交付金、1目、地方特例交付金は20万7,000円を追加します。

10款、地方交付税、1項、地方交付税、1目、地方交付税は1億701万8,000円を追加します。これは額の確定に伴うもので、毎年7月末にです、当該年度の普通交付税が確定しますけれども、前年比でいきますとプラス4.8%、金額にしまして約5,700万円の増となっております。

12款、分担金及び負担金、1項、負担金、4目、災害復旧費負担金は98万5,000円を追加します。農林水産施設災害復旧費負担金でありまして、こちらは受益者負担分です。充当先は11款の災害復旧費となります。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、3目、災害復旧費国庫負担金、1,147万2,000円を追加します。公共土木災害復旧費国庫負担金でありまして、一応補助率を3分の2で見積もっております。充当先は11款の災害復旧費です。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、衛生費国庫補助金は922万円を追加します。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、全額国庫補助となります。充当先は4款の衛生費です。

15款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金は25万2,000円を追加します。物価高騰対策事業補助金ということで、1園当たり定額の12万6,000円の補助となります。2園分の25万2,000円です。充当先は3款の民生費です。

11ページ目です。同じく15款で、5目、農林水産業県補助金は424万8,000円を追加します。攻めの園芸生産対策事業補助金が116万3,000円、新規就農者育成総合対策事業補助金が308万5,000円です。いずれも充当先は6款の農林水産事業費です。6目、災害復旧費県補助金は2,061万5,000円を追加します。こちらは農林水産施設災害復旧費県補助金でありまして、補助率を95%で見積もっております。充当先は11款の災害復旧費です。

同じく15款で3項、委託金、1目、総務費委託金は1,000円です。

17款、寄附金、1項、寄附金、3目、ふるさと納税寄附金は4億200万円です。内訳は、ふるさと納税寄附金として4億円です。本年度のこれまでの推移と昨年の実績等を考慮しまして4億円を追加しております。なお、9月8日現在で、今年度の寄附額が約3億9,000万円となっていることを申し添えておきます。それから、2行目が企業版ふるさと納税寄附金ということで200万円を計上しております。こちらはですね、本年7月熊本市に事務所があります有限会社八十建設様から、ウクライナ支援事業にということで200万円ですね、寄附をいただいているところです。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は2,971万6,000円を追加します。本予算の歳入不足を当該基金繰入金で調整しております。2目、減災基金繰入金は16万6,000円、19目、ふるさと水と土保全基金繰入金は120万円、こちらは充当先は6款の農林水産業費としております。

20款、諸収入、4項、雑入、1目、雑入は137万7,000円です。独立行政法人国際協力機構人件費補填金ということで、JICA派遣職員分の人件費の補填が129万、ほか水道使用料が8万7,000円となっております。

12ページ目をご覧ください。

21款、町債、1項、町債、1目、総務債は4,939万6,000円の減です。臨時財政対策債、額の確定に伴う減額となります。3目、災害復旧費は570万円です。現年発生補助災害復旧事業債ということで、充当率が100%、交付税措置が95%となります。充当先は11款の災害復旧費、5目の土木際は1,500万円を追加します。緊急自然災害防止対策事業債ということで、充当率が100%、交付税措置が70%です。充当先は8款の土木費となります。

続いて、13ページ目をご覧ください。歳出に移っていきます。

まず、1款、議会費、1項、議会費、1目、議会費は124万1,000円の追加です。内容は人件費となります。今回職員給与の予算補正を行っております。要因としては二つありまして、1点目が4月、7月の人事異動に伴いまして、職員の給料と手当のほうを補正しております。2点目が、令和4年人事院勧告に伴う補正を行っておりまして、勤勉手当等ですね、補正を行っているところです。以降、人件費については、説明については割愛させていただきたいと思えます。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は349万9,000円を追加します。説明欄です。一般管理費は11万3,000円の追加、そして、ウクライナ支援事業としまして338万6,000円を追加しております。入国ビザ更新手数料ということで、2年目の更新時から費用が必要ということで30万円、それから、外国から来た子ども支援委託料ということは、これはウクライナの避難民の児童に対する日本語の指導業務委託料で37万6,000円、日本語教室の会場使用料で21万円、そして、避難民生活補助ということで、日本財団の助成のほうを対象外となりますので、5月に来られた5世帯目ですね、避難民に対しましては、生活支援金100万円掛けるの2名の200万円、それから住環境整備支援ということで50万の250万円の扶助費を計上しているところです。

6目、企画費は4億450万5,000円を追加します。内容ですけれども、企画事業費に10万5,000円、それから公園管理事業費に8万7,000円、そして地域おこし促進事業に4万6,000円を追加。

14ページ目をご覧ください。

そして、ふるさと納税事業ということで4億円を追加しております。内容は、返礼品業務等委託料を7割相当で2億8,000万円、そして、ふるさと納税寄附金基金積立金を1億2,000円計上しております。7目、電算管理費は281万1,000円を追加しております。電算管理費でありまして、1点目が固定OCR機器保守料として27万6,000円、引っ越しワンストップ支援サービス使用料として253万5,000円を計上しております。

2款、総務費、2項、町税費、1目、税務総務費は151万1,000円を追加しております。

同じく2款で3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は219万4,000円を追加しております。説明欄です。戸籍住民基本台帳費、こちらは庁舎機能の移転に伴うシステムの移設料となります。戸籍システム移設業務として166万1,000円、戸籍事務内連携サーバー移設業務として30万3,000円を追加しております。給与費については省略します。

15ページ目です。

同じく2款で、4項、選挙費、1目、選挙管理委員会費は14万7,000円を追加、5項の統計調査費、2目、指定統計調査費は1万6,000円の追加。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は192万8,000円を追加します。内容は、国民健康保険特別会計繰出金として192万8,000円を計上しております。2目、老人福祉費は19万3,000円です。町内巡回バス2台分に対してドライブレコーダーを設置するというので、19万3,000円を計上しているところです。4目、障がい者福祉費は85万円を追加します。補装具交付扶助費ということで不足分を追加させていただいております。

続いて、予算書16ページ目です。

民生費の2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は3万4,000円です。4目、子ども・子育て支援事業費は67万2,000円を追加しております。内容は、保育施設物価高騰対策補助金ということで、定額の12万6,000円の2園分、25万2,000円を計上しております。それから、令和2年度放課後児童健全育成事業の返還金ということで42万円を計上しております。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費、232万4,000円の減となっております。内容ですけれども、まず、保健衛生総務費からは任用職員分の人件費をですね、下の2目の予防費のほうに組み替えするものです。2目の予防費です。922万円を追加いたします。内容は今言った任用職員3名分の人件費を計上しております。そして、新型コロナウイルス追加接種に係る謝金ということで、医師、看護師等の報償費として384万円。

17ページ目です。その他封筒の印刷製本費として27万9,000円、接種券等の郵送代として44万1,000円、そして新型コロナワクチン接種事務所等の使用料ということで、レンタルハウスの使用料を33万1,000円等々を計上しているところです。8目、交流センター運営費は355万8,000円を追加します。内容は、交流センター開館前の清掃業務委託料として57万9,000円、それから、機械器具費としてサウナマット等を乾かす衣類乾燥機が80万円、そして冷水機2基を購入します。ということで32万9,000円、それから、自動券売機については185万円で、現行券売機のリース期間の終了と、併せて新紙幣の対応ということで、今回券売機を購入することとしております。

4款、衛生費、2項、清掃費、1目、塵芥処理費は31万5,000円を追加します。

6 款、農林水産業費、1 項、農業費、4 目、農業総務費は311万6,000円を追加します。

18ページ目をご覧ください。5 目、農業振興費538万8,000円を追加します。説明欄です。攻めの園芸生産対策事業補助ということで、農業機械等の購入補助として116万3,000円、それから二つ目の○です。1 点目が、新規就農者育成総合対策補助として112万5,000円です。こちらは対象者が認定新規就農者、支給額については、夫婦の場合、月額18万7,500円を支援、財源については全額国庫補助となります。二つ目が、中高年移住就農研修支援補助ということで60万円を計上しております。こちらは対象が県外から熊本県に移住した50歳代の者で、支援額としては月額10万円、財源としましては県と町で全額補助とするものです。3 点目が中高年移住就農初期投資支援補助ということで250万円を計上しております。こちらの対象者は、こちらも県外から熊本県に移住した50歳代の者で、農業用機器、施設等の導入支援となります。補助の財源は県と町合わせて2分の1を補助するというものです。

7 目、農地費は210万円を追加します。内容は、浦田上木葉地区基盤整備事業費用対効果試算業務として120万円、そして本村灌水施設のポンプ工事代として90万円を計上しております。

続いて、8 款、土木費、1 項、土木管理費、1 目、土木総務費は369万3,000円を追加します。土木総務費においては任用職員さん、道路作業員さんの3名増員に伴う人件費を計上しております。併せて草刈り機の購入費として13万6,000円等々を計上しているところです。

19ページ目をご覧ください。

同じく8 款で、2 項、道路橋梁費、1 目、道路維持費は1,500万円を追加します。二俣西安寺線法面保護工事、4 目、排水路整備工事は600万円を追加します。役場長宗線横断水路補修工事が500万円、稲佐水路法面保護工事が100万円という内訳です。

同じく8 款で、5 項、住宅費、1 目、住宅管理費は補正額はありません。内容は基金繰出金から地域優良賃貸住宅基金積立金に予算の組み替えを行うものです。

9 款、消防費、1 項、消防費、1 目、常備消防費は403万2,000円を追加します。一部事務組合負担金の増額ということです。2 目、非常備消防費は215万3,000円を追加します。土生野区内にあります防火水槽撤去工事費用として計上しております。4 目、防災管理費は3,388万3,000円を追加します。こちらも庁舎機能の移転に伴うものでありまして、1 点目が県防災情報ネットワークシステムの移設業務委託が748万3,000円、町の防災行政無線移設工事が2,640万円となっております。

10 款、教育費、1 項、教育総務費、2 目、学校教育費です。資料のほうは20ページ目をごらんください。内容は山北小学校のプール周辺の樹木伐採業務で39万9,000円、それから学習用タブレット購入費を500万9,000円あげております。要因としましては、令和6年度から児童生徒数の増加に伴う対応ということで、新規にタブレットを36台分する購入費を計上しているところです。3 目、共同調理場運営費は75万9,000円です。排水管清掃業務25万9,000円、調理場内の柱補修工事が50万円です。2 項、小学校費、1 目、学校管理費は124万1,000円を追加します。山北小学校シュレッダー購入費と指令台、木葉小学校においては、指令台と体育館の用具倉庫改修に係る分で、アスベスト調査が必要ということで、手数料を36万1,000円計上しているところです。5 目、

学校施設整備費は68万9,000円を追加します。内容は、山北小学校電話回線追加工事37万円、木葉小学校屋上フェンス撤去工事が31万9,000円です。

5項、社会教育費、1目、社会教育総務費は401万4,000円を追加します。

21ページ目です。2目、公民館費は14万9,000円、消耗品費として14万9,000円です。同じく教育費で、6項、保健体育費、1目、保健体育総務費は67万4,000円を追加します。内容は、保健体育総務費として20万円、総合型スポーツクラブ推進事業としては、ユニフォーム購入費として、オレハのバレーボールとサッカーのユニフォームを購入するということで、43万1,000円を計上しているところです。2目、体育施設費は31万9,000円です。主なものはグラウンド西側3墨側ブルペンにマウンドを増設するというので、23万8,000円を計上しております。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、補助災害復旧費は2,270万円を追加します。内容は、災害復旧事業測量設計業務として、農地2か所分で100万円、農林水産施設補助災害復旧工事として、農地7か所分として2,170万円を計上しております。

同じく、11款で2項、公共土木施設災害復旧費、1目、補助災害復旧費は1,720万円を追加します。内容は、公共土木施設補助災害復旧工事として、町道4か所、河川1か所分の工事費として1,720万円を計上しております。

22ページ目です。2目、単独災害復旧費は77万8,000円を追加しております。単独災害復旧工事推して水路1か所分を計上しております。

12款、公債費、1項、公債費、2目、利子は、補正額はありません。財源の振り替えということで、一般財源から特定財源に振り替えているものです。

以上、御提案申し上げます。御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾純久君） ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時57分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計補正予算の説明が終わってございましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） すみません、1点だけ、18ページの5目の農業振興費の中の新規就農育成総合対策事業の422万5,000円、先ほど説明をいただきましたけれども、もう少し説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 5番、坂村議員の質問にお答えします。

新規就農者育成総合対策事業費として422万5,000円あげています。そのうちの新規就農者育成総合対策事業費112万5,000円、こちらのほうは夫婦、1件の夫婦2名の方が新規就農として就農

される際の補助金となっております。こちらの方は原倉東の深川さんのあとを継承してされる方の補助金となっております。

その下の中老年移住就農研修支援補助金といたしましては、こちらのほうは対象者は決まっていなんですけど、予算確保のために計上をしているところであります。こちらの方がですね、県外から熊本県に移住し、就農に向けた研修を受ける方、県外からですね、熊本県に移住して就農される方の研修するための費用と、あと初期投資支援補助金が、県外から熊本県に移住されて就農される方の機械の補助だったり、果樹、茶の新植、改植事業等にするための補助金となっております。これが対象者が中老年、50歳から59歳の認定新規就農者というふうになります。

以上、説明を終わります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） すみません、この60万円と250万円、中老年の方の、これは現在候補の方はおられんということですね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） はい、現在は対象者はいないところであります。もし対象者が現れた場合にちゃんと支払いができるように予算組みをしているところであります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 途中でこういった補正じゃなくて手前の当初予算ではこういった組まれなかったんですか。何かそういった動きがあるとか、今組んどった方がいいというふうなことで組まれたわけですかね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 当初で組んでいなかったのが、これが今年度途中から出てきた補助金でありまして、取り組まない市町村もあるんですけど、玉東町としては新たに農業者ができてほしいというところで、補助金の予算組みをしたところであります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 分かりました。それでは1番の112万5,000円、夫婦で深川さんところのあとを受けて農業を始められるという方、玉東町に住まれるわけですかね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） こちらの方は熊本市から通われて玉東町で農業をされるということであります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） はい、分かりました。こういった形で深川さんもずいぶんと探しておられたわけですが、後を担う方がこういった形で出てこられたということは、非常によかったなあというふうに私も感じておりました。

やはりね、こういった形で頑張っていかれる方が、玉東町に来ていただけるということは、今後の農業がどんどんどんどん衰退といたしますか、辞めていかれる方がどんどん出てまいりますので、できるだけそういった方たちにしっかりと支援ができて、しっかりとした経営に結びついて

いかれるような形で今後もよろしくをお願いします。

終わります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君の質疑を終わります。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 19ページ、下のほうの消防費ですね、説明欄の中に防災無線移設工事2,640万円か、これについては工事中は機能停止となると思いますが、支障はないのかどうか。それから、どのくらいの期間で使えるようになるのか。それからその上ですね、防火水槽撤去工事215万3,000円、撤去と書いてありますが、新設の必要はないのか。

以上、お願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

まず、移動中の支障ということでございますが、これも今からちょっとまだ今後詳細は煮詰めていくところでございますので、支障がないようにはしたいと思っております。それから期間でございますが、期間につきましては、来年の3月までとなっております。来年の3月にはやりたいと思っておりますが、そのあとも、申し訳ありません、来年の5月です、5月までの工期です。始まりが10月から、そして翌年の5月までの期間が工事期間でございます。

それと土生野区の防火水槽の撤去工事ですが、これは前からありまして、現在まで未使用ということでございます。というのも消防団のほうもそこにあることをちょっと気づかなかったという感じでありまして、持ち主の方から撤去してくださいということでありましたので、今回撤去をするものでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今の質問はですね、実は当て馬ていうわけじゃないんですけども、これから質問の切り口としてお尋ねしたんで申し訳ないです。ちょっと書いてきましたので読ませていただきます。

最近コロナ禍が落ち着いてきましたので、催し物が4年ぶりに復活しています。そんな状況で、それとまだ私、3か月ほどしかありませんが、私が広域の組合議員になりまして、防災や消防事情を知り、まだまだ知識が乏しいのですが、なるほどなあと思っていた矢先、ごく最近こんな町民の御意見が耳に入りましたので確認させていただきます。

というのは、毎年行われている出初式、どうせするなら町民全域に知ってもらい、もう少し注目を集める必要があるのではないですか。もう少し規模を大きくしたらどうですか。消防団員も減ってきているし、シルクタウンなど新しく若い方が来ておられるので、転入者への安心を与えることと、入団促進のためにとの御意見でした。

当初の予算で出初式、玉落とし競技の2万2,000円、出初式分団の報奨金として15万円、出初式の玉落とし用のクレーン代として3万9,600円が計上されていますが、出初式への新しいことをとり入れる件とこの予算の修正は求めませんが、町民の期待にこたえて、12月議会の補正予算に検

討してみるとの意見はいかがでしょう。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 林議員の質問にお答えします。

一般質問の中で全く逆の意見が出ました。時間貧困という形で出ました。できるだけ省略を求めてきたわけでありまして。そういう中で拡大というのもですね、いかなもんかなあということもありますし、消防の出初式は広く一般に広報をやっております。そのことをね、未だかつて知らないというのはおかしいと、関心がないんじゃないかというふうに受け取る。消防の出初式については今までどおりにやっていきたいと。そして、だんだんね、団員が減ってきている。それは何かということ関心がなくなっておると、そういうこともね、関心を持たせるという一環では必要かもしれんけど、別の形でお願いをしていきたいと。

今、区長さんたちが苦勞されております。消防団員の減少には。消防団の分団の役員並びに区長さんも応援しておられると思いますけど、なかなか入ってもらえない。それは親が消防団をやっておった子どもたちが入っていないということで、やっぱり世の移り変わりと、そういうことがあるんじゃないかなあ。やっぱり道德の欠如と私はそう思っておる。やっぱり道德教育の見直しをね、しっかりやっていかんと、これから20年後日本社会がどうなるか、厳しい時代になっていくんじゃないかなあ、そういう感じをしております。できるだけことはやりますけど、これ以上のことはやらなくていいんじゃないかなと。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林和廣君） 毎年やってうんぬんということで、無関心だろうということなんですけれども、まあその方といろいろ話した中ではですね、シルクタウンの方とかオレンジタウンの二世さんとかって入れたら、結構消防団員の年齢に入りつつあります。そこで、もともと玉東町消防団は役場から土生野から木葉駅を通過して高月商店街を通るパレードがあっていました。私も何度か歩きました。今そのようにとは求めませんが、せっかく出初式があるならという前提です、玉東町の町民の目の前で、例えばですよ、広域で所有されている高機能で最新式の消防車、梯子車などのお披露目をデモンストレーションとして出初式にとり入れてみることは、新興住宅や高層マンションの方々の安心にも私はつながると思います。広域への負担金も出していますし、理事でもある町長の要請ならば可能かと私は申し上げましたんですけれども、そういう広域の消防うんぬんというのはどうなのでしょう。

○議長（松尾純久君） 林議員、消防費の関連だから、全く違うとは言いませんけど、防災システムのうんぬんの2,640万に関しての質疑ですから、少し逸脱していますが、あまりそれを突っ込みすぎると私はこの質疑を受け付けるわけじゃないんで、そこまでを加味して質疑にしてください。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 林議員の質問にお答えします。

梯子車とか高規格の救急車とか、それから救助車とかあります。そういうのを展示して見せる

のも子どもたちには必要かと思う。しかし、出初式のころはみんな一緒なんですよね。玉東のために来ることはちょっと難しいんじゃないかなと思いますので、そここのところは理解していただきたい。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 本来ですね、私が今、言いよることは、当然一般質問で、仮にある方の一般質問と私の質問が正反対のことであろうが、すべき問題だったと思うんです。ただ町民の方の声が入ったのはもう一週間か10日、ごく最近の話です。だから一般質問通告書を出したあとです。それと、なら次の機会にとおっしゃれば、もし出初式のうんぬんていうことを語るには12月では遅いということで、分かって議長にお願いして今、発言をしています。一応もう答弁求めませんが、最後にまとめとして私の意見を言わせていただきます。

仮に要請があって、これは広域の方のですね、出動可能となった場合、現地までの状況を事前に調べなければとの広域消防の現場の方の意見でした。いざ梯子車を走行させるとき、電線やほかの建造物が障がいになることがあると。だとすればなおさら、いざ火事、いざ災害のためにも要請に始まる現地把握は必要ではなかろうか。要請をしてみて、じゃあ調べてみてだめならしょうがないと。だからまず要請から始まるんじゃないかなと思います。広域消防の方でもかねて車や消防機器の手入れ、あるいは訓練をされているんです。それを玉東町のあそこのグラウンドでなさったらどうかと。毎年すれとは言いません、順番順番でよその市町村と話し合い、調整しながらですね、これもどうせするなら玉東町で、あのグラウンドでやってもらいたいという思いからです。

まあよければ出初式まで3か月以上ありますので、検討していただければ幸いです。

以上、終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 6番、坂本です。よろしくをお願いします。

ページ数11ページですね、17款、ふるさと納税寄附金の企業版のふるさと納税寄附金、ウクライナと言われましたが、ちょっと中身をお願いします。

それと13ページ、総務費の中でのですね、一般管理費の中の日本語教室ですね、これもウクライナの方というふうに思います。少し中身を。

それと19ページですね、土木費、一番上の道路維持の二俣西安寺線の法面保護工事、もう少し詳しくをお願いします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 6番、坂本議員の1点目の質問にお答えしたいと思います。

企業版ふるさと納税寄附金ということですが、こちらについてはですね、企業版ふるさと納税の仕組みがですね、平成28年度に創設されております。はじめにですね、町が地方創生プ

プロジェクトという計画書を作り、国の認定が必要であります。その中に本町においてはでね、ウクライナ支援事業のほうも盛り込んでおります。

今回は肥後銀行を介してそういった企業版ふるさと納税のですね、募集に関する冊子の中にですね、玉東町の取り組みを掲載しておりまして、それを見た先ほど申し上げた、熊本市の有限会社八十建設さんがですね、その冊子を見られて、是非玉東町さんに寄附をしたいというような申し出がありましたので、企業版ふるさと納税という形ですね、寄附を受けたところということになります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の御質問にお答えします。

13ページの一般管理費の中の日本語教室の会場使用料についてですけれども、ここはゆめ・ステーション・このはの借上料でございます、日本にいられておりますウクライナの避難民の方のですね、日本語の勉強のために使うものでございます。主催のほうはですね、アルティックのほうがされまして、日本語の勉強ということで開催をされておるところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

19ページ、道路維持工事請負費の二俣西安寺線法面保護工事1,500万についてですが、こちら二俣西安寺線については、昨年、令和4年度、約100メートルの法面吹き付け工事を実施しております。災害を考慮して危険箇所の保護に早急な対応が必要ではないかという判断で、今回継続して約100メートル吹き付け工事を行う予定でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 1点目のふるさと納税の企業版なんですけど、ずっと新人の議員さんからのやっぱりホームページの威力というか、やっぱりああいうやつがですね、如実に表われてるといふふうに思いますが、ふるさと納税の企業版だったらですね、これは普通だったら返礼品があるでしょう。そういうやつが発生するのかなんか、ひとつ。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 坂本議員の御質問にお答えします。

返礼品とかはですね、ありません。ただ、寄附した企業さんのメリットとしてはですね、法人税の約最大9割が法人税が考慮されるというようなメリットが企業さんのほうにはあります。返礼品とかなんかは存在しません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） はい、分かりました。言われたようなことをですね、是非ですね、町のホームページあたりでも積極的にですね、活用しながら、さらなるですね、支援のほうを全国か

らですね、求められるように、ウクライナの人たちもですね、やはりこういうふうにしてですね、町内に来られておりますが、やはり金は要るけんですね、やはり支援したい国民の人、企業のトップあたりもですね、相当いらっしゃるといふふうに思いますので、是非頑張ってもらいたいというふうに思います。

1点目はこれで終わります。

あとですね、日本語教室ですね、これに関して私もですね、あそこでされよることは1回外から見たことがあります、来年はですね、新庁舎も完成しますので、引き続きですね、こういう事業はなさっていくと思いますが、新庁舎で行われる考え方があるのか、そのへんを伺います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えします。

今現在その使用料を、使用料としてあげております、予算は、使用料がかかってきますので、今後は会議室あたりも新庁舎はできますので、できればそちらのほうでも開催したいとは考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） ぷらっとのほうですね、されると、やはり町の同じ施設でありますので、できるならですね、やはり新庁舎ができたならば、やっぱり新庁舎にですね、そういうやつをですね、持ってきて、できるだけ支出をですね、減らすようにしてもらいたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それと3点目のですね、二俣の法面工事なんです、昨年ですね、工事がなされて非常にですね、地区の方から喜ばれました。二俣東ではですね、毎月1回道路清掃をですね、3地区全部でやっております。非常にですね、ああいう工事はですね、町民から喜ばれて、やはり法面の高いところをですね、やっぱり区役のとき切ると非常に危ないです。非常に喜ばれていますので、是非ともですね、二俣に限らずいろんなところでですね、よろしくお願ひしたいと思います。

それと先般の二俣東のですね、地区懇談会の中でも、横平から田原坂駅、あの間でですね、ちょうど植木町と玉東の間ぐらいのところですね、法面からですね、石が転んできて、それに乗り上げてですね、自動車が横転した事故もあっておりますので、是非ですね、そういうやっぱり事故もないように、それと関連してですね、今度巡回バスにドラレコを付けるというふうな予算が載っておりましたが、巡回バスの運転手さんがですね、よく言われるのは、非常に道にですね、木がはみ出して、それがちょっと問題だということですね、言われましたので、やはり今度は町で雇用されとるですね、あの人たちと共同ですね、やはりそういう法面の伐採なんかもですね、地区から非常に出ておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは款項は省略いたしまして、18ページ、19ページをお願いします。

18ページ、7目、農地費の14節、工事請負費、土地改良単独事業灌水施設送水ポンプ工事90万ですね、これ本村地区の工事と申されましたけど、この工事の内容を詳しくお願いいたします。

それと、19ページの坂本議員のほうで、二俣西安寺線のことについては質問されましたので、私はその下の4目、排水路整備費の14節、工事請負費の中の排水路整備の稲佐水路法面保護工事100万円ですね、この件について内容を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 4番、狩野議員の質問にお答えいたします。

こちらのほうがですね、7月3日に豪雨災害があった際にですね、原倉東、本村地区のですね、7件の農家、受益面積が19ヘクタールの農地の灌水用ポンプの送水管のポンプがですね、雨によって浸水をいたしまして、ポンプが動かなくなったので、修繕の費用の補助要望がありまして、こちらの修繕費の2分の1をですね、補助する形で予算を計上しているところであります。

以上、お答えします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

排水路整備の工事請負費、稲佐水路法面保護工事についてでございますが、こちらは稲佐地区のUDトラックスですかね、の北側に田んぼがあります。そこに送る用水路が通っておりまして、その用水路の敷地から民地に非常に雑木や雑草が影響を与えている関係で、民家の方が非常に迷惑をされていということございまして。したがいまして、民家に悪影響を与えないように防草コンクリートで保護するという内容でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、最初の答えのですね、灌水施設送水ポンプの工事ですけど、この7農家のポンプ施設は場所はどこになりますか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） こちらのほうがですね、西安寺の八立のところに送水ポンプがありまして、そちらの場所になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） その西安寺のところから本村の上のほうまで送水ポンプ、パイプが通っているわけですか。そこに被害がでたわけですか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 被害の箇所はポンプが浸かったので送水ポンプが動かなくなったので、そちらの修理というふうになります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、ポンプの交換だけで今回はパイプのほうは被害は受けていないということ。ポンプ交換だけで大丈夫ということですね。

(パイプはどこに書いてある、ポンプ工事で書いてあるのにパイプはどこに出てきてる。)
いやだから、ポンプ工事だからポンプとパイプと。

(灌水施設送水ポンプ工事、パイプはありません。ポンプです。)
ポンプ交換ですよ。

○議長(松尾純久君) 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長(清田 豊君) こちらはポンプの交換じゃなくてポンプの修理というふうになります。

○議長(松尾純久君) 4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) 修理ということで90万の金額は安いわけですね。ポンプ交換でなんで90万しかないかなあと、ちょっと私、不思議に思ったもので、分かりました。

それではですね、次の質問内容で、建設課長から今、工事箇所の説明ありました。これ明細には水路法面保護工事と書いてありますけど、これ法面保護工事と一緒にされるわけですか。

○議長(松尾純久君) 建設課長、小島隆一君。

○建設課長(小島隆一君) 御質問にお答えいたします。

先ほども言いました用水路敷きから民地にかけて法面があります。そこは用水路の敷地となりますので、本来用水路敷きについては、用水組合のほうが原則管理をされることになっておりますが、どうしても田んぼ側は管理をされますが、対面の民地側を管理されませんので、雑木が民家に影響を与えているということで、法面も含めた保護を行う予定です。

以上です。

○議長(松尾純久君) 4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) それでは、水路も工事を行い、法面も工事を行うことになりますか。

○議長(松尾純久君) 建設課長、小島隆一君。

○建設課長(小島隆一君) お答えします。

水路は全く破損はしておりませんので、雑草を生えないように、雑木が生えないように法面を保護、防草コンクリートで保護するという工事になります。

以上です。

○議長(松尾純久君) 4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) はい、分かりました。

○議長(松尾純久君) 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

3番、大城戸廣澄君。

○3番(大城戸廣澄君) 21ページをお願いします。

一番下です。災害復旧工事の1,720万ですけど、河川と町道4か所という説明がありましたが、多分揚の町道脇の土手が崖崩れしておりますので、それは入っているだろうと思いますので、その工事はいつごろになる予定になりますか、伺います。

○議長(松尾純久君) 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 3番、大城戸議員の質問にお答えいたします。

公共工事の補助災害復旧事業、今、大城戸議員申されました揚地区、部田見横町線という町道になります。こちらはこの工事に含まれております。工事につきましては、今月末、災害の査定を国の査定を経て、その採択を受けて工事に入る予定となりますので、工事に着手する期間はまだ2か月後ぐらいになる予定としております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） あそこは何回も通りますが、今の状況でビニールシートを張って、下のほうに袋を置いて、二次災害が起きないようにしてありますので、私たちからすれば大丈夫と思いますが、あそこは通学路になつとるということで、子どもたちが恐いなあという声を聞きまして、それでいつごろ工事になるかということで確認をしたんですけど、子どもたちは、私たち大人と違ってちょっと考え、見方が違いますので、やはりそのあたりはできるだけ早く工事をしていただきたいということで確認をしたんですけど、あそこは道路を上がる人は1軒だけと思いますが、町外から来て夫婦で移住して、何年前前に移住した人で、私その前にあの家は行ったことあるんですけど、あの入り口から50メートル以上ずっと奥ですもんね。だから、本人は危険だからということでもう家に入れなくて、もう入り口で車は止めておられますけど、大人の感覚として分かりますけど、子どもたちが本当に恐いという思いがありますので、また少しはビニールからかからない部分の西側のほうは土がむき出しにしておりますので、恐いなあということで、今、線状降水帯ということは、年中を通していつ降るか分からない状態で、あれは梅雨時の災害ですけど、今日も長崎では線状降水帯が発生したということで、できるだけ早めの復旧工事をお願いしたい。

終わります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質疑を終わります。

8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 21ページ、款、教育費、項、保健体育費、目で1番の保健体育総務費、節の中で10番の需用費43万1,000円、これは説明にあったとおり、総合型スポーツクラブのユニフォーム購入費というようなことであつたかというふうに思いますけれども、このユニフォームというのがどういう基準であるのか分かりませんが、この総合型スポーツクラブ、キッズから高齢の方まで、町民の方の健康増進、また競技力の向上で、いろんな目的であるんでしょうけれども、加入者全員のユニフォーム購入にしてはちょっと少ないかなと。かといって一部のスポーツの方のユニフォームという意味ではなさそうだなというふうなことがあつたんで、ちょっとそのへんの詳しいことを説明いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 8番、清田議員の御質問にお答えいたします。

このユニフォームがどのような人の分のユニフォームなのかということでお尋ねだったと思い

ますけれども、これ大会出場用の選手のための、選手と補員のためのユニフォームということになります。ですので参加者全員のものということではございません。

よろしかったでしょうか。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 総合型スポーツクラブですからいろんなスポーツ系から文科系といえますか、いろいろあって、その中のじゃあいろんな大会に出場するような方だけのというやつなんでしょうけれども、これはじゃあどういふなんといふかな、対象になる方とかいろいろあるのかなあと思いますが、金額で単純に割ると、今、ユニフォームというのはどれぐらいするかちょっと分からないけども、普通のTシャツであれば2、3,000円であれば何百人、百何十人とか200人分あるのかなと思うけど、それを推進するにあたってですね、こういう購入費がかかるのは幾ら使っても別にかまわないと思うけど、どういふ方々が対象になるのかなということだけちょっと聞かせていただければと思いますので、お願いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 今回はサッカーとバレーボールの二つの種目の選手のことになります。たまたま皆さんお持ちなんですけれども、だんだん汚れてきたりとかしますので、順番にですね、各種目購入したいというふうに計画をしているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 順番にというふうなことで、これからそういう購入費ということで予算計上して使っていくということだと思いますけど、そういう形であればですね、どんどんこの総合型スポーツにはいろいろ補助していただければというふうな気がしますので、以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

○議長（松尾純久君） 日程第6、議案第50号「令和5年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） それでは、議案第50号について御提案申し上げます。

1枚目をお開きください。

議案第50号、令和5年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ576万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,600万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年9月11日提出、玉東町長。

1ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正については、補正のある項目のみ読み上げていきます。

まず歳入です。7款、繰入金、1項、他会計繰入金、192万8,000円を追加します。

9款、諸収入、4項、雑入、383万2,000円を追加いたします。

最後の行です。歳入合計に補正前の額に576万円を追加し、6億9,600万3,000円といたします。

次の2ページをお願いします。

歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、192万6,000円を追加いたします。

2款、保険給付費、1項、療養諸費、383万4,000円を追加いたします。

次のページ、3ページです。

一番最後です。歳入合計、補正前の額に576万円を追加し、6億9,600万3,000円といたします。

6ページをお願いします。

2、歳入、7款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金、192万8,000円を追加いたします。内訳としましては、4節、職員給与等繰入金、173万1,000円です。こちらは定期の異動と人勤の分の補正計上でございます。5節、その他一般会計繰入金、19万7,000円です。一般管理費分に繰り入れます。

9款、諸収入、4項、雑入、1目、一般被保険者第三者納付金、383万2,000円を追加いたします。これは第三者行為求償行為の結果、交通事故の過失割合により保健給付額の85%を損害保険会社から受け取るために予算計上しております。

次のページをお願いします。

3、歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、192万6,000円を追加いたします。内訳としましては、2節、給料で94万2,000円、3節、職員手当等で78万9,000円でございます。歳入で申し上げましたので説明は割愛させていただきます。12節、委託料19万5,000円で、これは第三者行為損害補償求償事務は、国保連合会に共同処理事業を委託しておりまして、損害賠償額の5.1%を委託料として支払うルールとなっておりますので、計上させていただいてお

ります。

2款、保険給付費、1項、療養費、1目、一般被保険者療養給付費、383万4,000円を追加いたします。18節の負担金補助及び交付金でございます。こちらはいったん一般会計で立て替えておりますので、損害賠償金が入ってきましたのでこちらのほうに戻し入れる形で補正予算を計上しております。

以上御提案申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号 令和5年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（松尾純久君） 日程第7、議案第51号「令和5年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 議案第51号について御説明させていただきます。

表紙をおめくりください。

令和5年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,919万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年9月11日提出、玉東町長。

1ページ、第1表、歳入歳出予算補正。補正のある項目のみ御説明します。

歳入、7款、繰入金、2項、基金繰入金205万7,000円を追加します。

歳入合計、補正前の額に205万7,000円を追加し、7億5,919万7,000円とします。

次のページをお願いします。

歳出、8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、205万7,000円を追加します。

3ページになります。

歳出合計、補正前の額に205万7,000円を追加し、7億5,919万7,000円とします。

6ページをお願いします。

歳入、7款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、介護給付費準備基金繰入金、205万7,000円の追加です。1節、介護給付費準備基金繰入金205万7,000円は、令和4年度支払基金支援事業交付金の生産に伴う返還を行うために繰り入れるものです。

次のページをお願いします。

歳出、8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、4目、償還金、205万7,000円の追加です。22節、償還金利子及び割引料205万7,000円で、令和4年度の支払基金支援事業交付金の精算に伴う返還金となります。

以上で説明を終わります。御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第52号 工事請負契約の締結について

○議長（松尾純久君） 日程第8、議案第52号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、議案第52号について御提案いたします。

工事請負契約の締結について。

工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。令和5年9月11日提出、玉東町長。

工事の名称、玉東町役場庁舎建設事業、第2期外溝整備工事。

工事の場所、玉名郡玉東町大字木葉地内外。

契約金額、6,787万7,000円。

相手方、熊本市南区御幸笛田2丁目15番1号、玉東町役場庁舎建設事業共同企業体合同会社、代表社員、株式会社吉永産業、職務執行者、吉永隆夫。

契約の方法、プロポーザル方式による随意契約。

提案理由、予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためです。

ここで簡単に第2期外溝整備工事の概要について説明したいと思います。

工事の概要としまして、新庁舎周囲の舗装、排水施設、車庫等の外溝整備工事及び新庁舎東側に整備します職員駐車場の舗装となります。工期は令和6年3月31日までとしております。

議案書にですね、仮契約書のほうを添付しております。そちらをご覧ください。

仮契約書についてはですね、中ほどのやや下ぐらいに、令和5年8月18日付けで一応仮契約のほうを締結しております。本日この中で御承認いただければですね、一番下のほうに議決日と本契約日の日付が空欄になっておりますけれども、その議決日がこの欄にですね、記入されるということで、本契約のほうをですね、進めていきたいというふうに考えております。

以上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第53号 玉東町教育委員会委員の選任同意について

○議長（松尾純久君） 日程第9、議案第53号「玉東町教育委員会委員の選任同意について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 議案第53号、玉東町教育委員会委員の選任同意について。

玉東町教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。令和5年9月11日提出、玉東

町長。

住所、熊本県玉名郡玉東町大字木葉627番地4、氏名、角田逸男。生年月日、昭和19年7月8日。

提案理由、玉東町教育委員会委員、角田逸男氏の任期が令和5年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、原案のとおり同意されました。

日程第10 請願・陳情の件

○議長（松尾純久君） 日程第10、請願・陳情の件を議題とします。

陳情第5号、会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情が提出されております。

お諮りします。私たち町の議員は、町民から提出されたものを審議するのが本来の役目だと存じます。先の話し合いで、町民以外からの陳情は配付のみと決定しております。したがって、陳情5号は配付のみにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は、配付のみとすることに決定しました。

日程第11 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

○議長（松尾純久君） 日程第11、閉会中の継続調査の申出書の件を議題とします。

議会運営委員長、総務経済建設常任委員会委員長、厚生文教税務常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査についての申出書があります。

お諮りします。本件については、それぞれ申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、本件については、申し出のとおり閉会中の継続調査することに決定しました。

以上で本日の日程及び会期日程のすべてを終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもちまして令和5年第3回玉東町議会定例会を閉会します。

起立。お疲れさまでした。

閉会 午前11時59分